第１号様式（第６条関係）

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　伏　　見　　区　　長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 団体所在地 | 団体名称及び代表者名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話　　　　－　　　　－ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定に基づき，補助金の交付を次のとおり申請します。 | | | | | |
| 専門家活用の目的  及び内容 | | （目的）  （内容） | | | |
| 活用着手予定日 | | 年　　月　　日 | 活用完了予定日 | | 年　　月　　日 |
| 専門家氏名  （団体・組織名） | |  | | | |
| 専門家連絡先 | | 〒 | | | |
| 交付申請額 | (A)補助対象経費　☆消費税及び地方消費税含む | | | 円 | |
| (B)補助基本額（A×１/２）☆千円未満切捨て | | | 円 | |
| (C)補助限度額 | | | 円 | |
| 交付申請額　☆B及びCの少ない額 | | | 円 | |

【添付書類】

* 団体の規約・会則等
* 団体構成員の名簿
* 専門家の活用に要する補助対象経費がわかるものの写し（見積書等）

第２号様式（第７条第３項関係）

京都市指令伏深地　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伏　　見　　区　　長

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金については，次のとおり交付することを決定しましたので，通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体所在地 |  |
| 団体名称及び  代表者名 |  |
| 補助対象経費 | 円 |
| 交付予定額 | 円 |
| 【その他交付の条件，特記事項】 | |

この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

　また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第３号様式（第７条第３項関係）

京都市指令伏深地　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伏　　見　　区　　長

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

不交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金については，次のとおり交付しないことを決定しましたので，通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体所在地 |  |
| 団体名称及び  代表者名 |  |
| 交付申請額 | 円 |
| 不交付の理由 |  |

この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

　また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式（第８条第１項関係）

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

交付変更申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　伏　　見　　区　　長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 団体所在地 | 団体名称及び代表者名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話　　　　－　　　　－ |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定に基づき，次のとおり変更の承認を申請します。 |

【変更承認申請を行う事業】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定日  （又は前回の変更事項等審査結果通知日） | 令和　　年　　月　　日 | 交付決定通知書番号  （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号） | 京都市指令伏深地　第　号 |

【変更承認申請を行う事項（該当項目にチェックし，左欄に変更前の内容，右欄に変更後の内容を記入）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当項目 | 項目 | 変更前の内容 | 変更後の内容 |
| □ | 団体所在地 |  |  |
| □ | 団体名称及び  代表者名 |  |  |
| □ | 活用着手(予定)日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| □ | 活用完了予定日 | 令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日 |
| □ | 補助対象経費 | 円 | 円 |
| □ | 交付申請額 | 円 | 円 |
| 変更承認申請を行う理由 | |  | |

【添付書類】

* 交付決定通知書の写し
* 補助対象経費又は交付申請額の変更を行う場合は，変更後の補助対象経費の見積書等の写し

第５号様式（第８条第２項関係）

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

事業中止申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　伏　　見　　区　　長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 団体所在地 | 団体名称及び代表者名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話　　　　－　　　　－ |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第２号の規定に基づき，次のとおり事業の中止の承認を申請します。 |

【現在の補助金交付決定内容】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定日  （又は前回の変更事項等審査結果通知日） | | 令和　　年　　月　　日 | 交付決定通知書番号  （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号） | | | 京都市指令伏深地　第　号 |
| 補助対象経費 | | 円 | | | | |
| 交付予定額 | | 円 | | | | |
| 活用着手予定日 | 令和　　年　　月　　日 | | | 活用完了予定日 | 令和　　年　　月　　日 | |

【申請する事項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 中止予定日 | 令和　　年　　月　　日 |  |  |
| 事業の中止理由 |  | | |
| 備考 |  | | |

【添付書類】

* 交付決定通知書の写し

第６号様式（第９条関係）

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

　完了実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　伏　　見　　区　　長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 団体所在地 | 団体名称及び代表者名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話　　　　－　　　　－ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定に基づき，次のとおり報告します。 | | | | |
| 交付決定日  （又は前回の変更事項等審査結果通知日） | 令和　　年　　月　　日 | 交付決定通知書番号  （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号） | | 京都市指令伏深地　第　号 |
| 団体所在地 |  | | | |
| 団体名称及び  代表者名 |  | | | |
| 専門家活用内容等  （概要） | （内容）  （成果） | | | |
| 補助対象経費 | 円 | | | |
| 精算額 | 円 | | | |
| 交付予定額 | 円 | | | |
| 活用着手日 | 令和　　年　　月　　日 | | 活用完了日 | 令和　　年　　月　　日 |

【添付書類】

* 専門家へ補助対象経費を支払ったことを示す書類（領収書等の写し）
* 専門家から支援を受けたことを示す書類（契約書，覚書等の写し）
* 専門家からの支援の内容，実績が確認できる書類（専門家から提出された報告書等の写し）

第７号様式（第１０条関係）

京都市指令伏深地　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　伏　　見　　区　　長

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

補助金額確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け京都市指令伏深地　　第　　号をもって交付決定した京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金については，次のとおり補助金交付額を確定しましたので，通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定日  （又は前回の変更事項等審査結果通知日） | 令和　　年　　月　　日 | 交付決定通知書番号  （又は前回の変更事項等審査結果通知書番号） | | 京都市指令伏深地　第　号 |
| 団体所在地 |  | | | |
| 団体名称及び  代表者名 |  | | | |
| 活用着手日 | 令和　　年　　月　　日 | | 活用完了日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 補助対象経費 | 円 | | | |
| 精算額 | 円 | | | |
| 交付予定額 | 円 | | | |
| 補助金確定額 | 円 | | | |
| 【その他特記事項】 | | | | |

この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

　また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第８号様式（第１１条関係）

京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金

補助金請求書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）　伏　　見　　区　　長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 団体所在地 | 団体名称及び代表者名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  電話　　　　－　　　　－ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京都市大岩街道周辺地域のまちづくりに関する専門家活用支援補助金交付要綱第１１条の規定に基づき，補助金の支払を次のとおり請求します。 | | | |
| 補助金額確定日 | 令和　　年　　月　　日 | 補助金額確定通知書番号 | 京都市指令伏深地　第　号 |
| 補助金確定額 | 円 | | |
| 補助金請求額 | 円 | | |
| ☆備考 | | | |